

愛媛県カーリング協会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この協会は、愛媛県カーリング協会（以下「協会」という）といい、欧文名は「EHIME CURLING ASSOCIATION」（略称 ECA）という。

(事務局)

第 2 条 この協会に事務局をおき、協会の事務を処理する。

2 この協会の事務局を事務局長宅におく。

(目 的)

第 3 条 この協会は、愛媛県におけるカーリング競技の普及、振興を図り、青少年の健全育成、県民の体力づくりの推進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この協会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) カーリングに関する事業の企画、実施又は協力援助。
- (2) カーリング指導者の育成、研修。
- (3) カーリングに関する調査研究及び宣伝啓発。
- (4) 公益社団法人日本カーリング協会等に加盟すること。
- (5) その他この協会の目的を達成するために必要な事業。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 この協会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員・・・愛媛県内に居住、勤務、学校を有する者又は理事会において承認された者。
- (2) 賛助会員・・・当協会の活動に関し理解と協力を得る個人又は団体。
- (3) 名誉会員・・・当協会の活動に関し特に功労のあった個人で、総会の議決を経て推薦された者。

(入 会)

第6条 この協会に入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。
ただし、理事会において承認を必要とする場合は、理事会の承認を受けなければならない。また、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員とする。

(会 費)

第7条 会員の会費は会費規定にて定めるものとする。

(退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

2 退会した者は、会員としての一切の権限を失い、既納の会費は払い戻さない。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一つに該当した場合、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

(1) この協会の名誉を傷つけたとき、又はこの協会の目的に違反する行為等があったとき。

(2) この協会に退会等の連絡がなく、また当該会員と連絡が取れない場合。

2 除名された者は、会員としての一切の権限を失い、既納の会費は払い戻さない。

第 3 章 役 員

(役員及び顧問、参与)

第10条 この協会に次の役員をおく。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理事長 1名

(4) 副理事長 1名

(5) 理 事 若干名

(6) 監 事 2名以内

(7) 事務局長 1名

2 前項の役員は個人会員の中から総会において選出する。

3 役員は複数の役職を兼ねることができる。ただし、会長、監事は他の役職を兼ねることはできない。

- 4 この協会は、第1項の役員の外にオブザーバーとして顧問、参与をおくことができる。顧問、参与は理事会において助言することができる。
- 5 顧問、参与は個人会員以外からも選出することができる。その場合、理事会及び総会において議決権をもたないものとする。

(役員及び顧問、参与の選出)

- 第11条 会長は総会において選出し、副会長は会長が委嘱する。会長及び副会長は、就任と同時に理事となる。
- 2 理事は総会の議決を経て会長が委嘱する。理事長と副理事長は、理事のなかから会長が選任する。
 - 3 監事は総会で選任する。
 - 4 顧問、参与は理事会の承認により会長が委嘱する。

(役員職務)

- 第12条 会長は、この協会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 2 理事長は、理事会及び総会の決議に基づきこの協会の業務を処理する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 理事は理事会を組織し、その会務を審議執行する。
 - 4 監事は、協会の業務並びに会計を監査し、総会及び理事会で意見を述べるができる。

(役員および顧問、参与の任期)

- 第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また補欠による役員任期は前任者の在任期間とする。
- 2 顧問、参与の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会議

(会議)

- 第14条 この協会の会議は、総会及び理事会とする。
- 2 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を決議する。
 - (1) 事業計画及び予算の決定。
 - (2) 事業報告及び決算の承認。

- (3) 会則の改廃に関する事。
- (4) その他この協会の運営に関する事。
- 3 理事会は、次の事項を審議執行する。
 - (1) 総会に決議した事項の執行に関する事。
 - (2) 総会に付議すべき事項。
 - (3) その他会務の執行に関する事。
- 4 会議は、構成員の過半数以上の出席により成立する。会議の議事は出席者の過半数の同意により決定するものとし、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

(会議の議決権)

- 第 15 条 総会における議決権は、個人会員一人 1 票とする。ただし、議決権は重複して行使できないものとする。
- 2 やむを得ない理由のため会議に出席できない場合は、あらかじめ他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 14 条第 4 項の適用については、出席したものとみなす。
 - 3 賛助会員及び名誉会員は議決権を持たないものとする。したがって、総会に出席の義務はないものとするが、オブザーバーとして参加することができる。

(召 集)

- 第 16 条 総会の招集は会長がおこない、会議の議長は会長があたる。
- 2 理事会の招集は理事長がおこない、会議の議長は理事長があたる。

第 5 章 会 計

(会 計)

- 第 17 条 この協会の経費は、次のものをもってあてる。
- (1) 会 費
 - (2) 助成金
 - (3) 補助金
 - (4) 寄付金
 - (5) 事業収入
 - (6) その他の収入

(会計年度)

第 18 条 この協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 解 散

(解 散)

第 19 条 この協会は総会において会員の 4 分の 3 以上の議決を得て解散することができる。解散に伴う残余財産は、公益性をもつ団体に寄付するものとする。寄付先については、総会において決議するものとする。

第 7 章 細 則

(細 則)

第 20 条 この規約に定めるもののほか必要事項は、会長が別に定める。

制定実施 平成 16 年 10 月 10 日

改定 (1) 平成 18 年 9 月 9 日

改定 (2) 平成 21 年 6 月 20 日

改正 (3) 平成 22 年 6 月 19 日

改正 (4) 平成 24 年 6 月 24 日